

平成29年 第15回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成29年 9 月14日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成29年9月14日

## 東京都教育委員会第15回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

第65号議案から第68号議案まで

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

#### 2 報 告 事 項

(1) 平成30年度東京都立高等学校入学者選抜実施要項・同細目について

(2) 平成29年度公私連絡協議会の合意事項について

(3) 東京都いじめ防止対策推進条例第11条第4項に規定する調査について

(4) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千 枝 子

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	堤 雅 史
教育監	出 張 吉 訓
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	初 宿 和 夫
地域教育支援部長	安 部 典 子
指導部長	増 渕 達 夫
人事部長	江 藤 巧
福利厚生部長	太 田 誠 一
教育政策担当部長	古 川 浩 二
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	浅 野 直 樹
指導推進担当部長	宇 田 剛
人事企画担当部長	鈴 木 正 一
(書 記) 総務部教育政策課長	曾 根 稔

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、平成29年第15回定例会を開会します。

本日は、MXテレビ外3社、個人は17名から傍聴の申込みがございました。また、頭撮りについてはMXテレビから申込みがございました。以上について許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室させていただきます。

### 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

### 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、秋山委員にお願いします。

### 前々回の議事録

【教育長】 前々回7月27日の第13回定例会の議事録については、先日配布しまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第13回定例会の議事録は承認を頂きました。

前回8月24日の第14回定例会の議事録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第65号議案から第68号までの議案並びに報告事項（3）及び（4）につきましては人事及び個人情報に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

## 報 告

（1）平成30年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について

【教育長】 それでは、報告事項（1）平成30年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目についての説明を、都立学校教育部長、お願いします。

【都立学校教育部長】 本件でございますが、平成30年度の東京都立高等学校入学者選抜に関しまして、実施要項・同細目を定め実施するものでございます。

記書きの「1 主な日程」でございます。本年6月に公表しましたとおり、平成30年1月下旬から3月下旬にかけて、入学者選抜を実施してまいります。お手元の冊子では表紙の裏面に記載をしております。

「2 主な変更点」でございます。（1）はインフルエンザ等学校感染症罹患<sup>り</sup>者に対する追検査でございます。お手元の冊子では30ページ、31ページになります。これが第1次募集におきまして、インフルエンザ等学校感染症に罹患<sup>り</sup>し受検することができなかった者に対して、志願しました都立高校の受検機会を確保するため追検査を実施するものでございます。

報告資料の内容欄の3行目に括弧書きで「（分割募集を実施する都立高校を除く。）」と書きましたのは、実施日程にございますように、追検査を分割後期募集、全日制第二次募集と同日程で実施することからでございます。

出願方法・出願手続に関してでございますが、第一次募集におきましてインフルエ

ンザ等の罹<sup>り</sup>患により受検することができなかつた都立高校のみに出願することができます。追検査に出願した場合は、同じ日程で実施いたします分割後期募集及び全日制第二次募集を実施する都立高校に出願することはできません。追検査によらず、受検機会が確保できますことから、先ほどの括弧書き、「（分割募集を実施する都立高校を除く。）」とした次第でございます。

学力検査等の実施でございますけれども、追検査を分割後期募集、全日制第二次募集と同日程で実施することから、国語、数学、英語の3教科及び面接等、各都立学校の定めるところにより実施し、検査問題は分割後期募集・全日制第二次募集で使用する検査問題と同一のものを使用しております。学力検査会場は、都教育委員会が指定しまして、学力検査以外の検査会場は各都立高校が受検票により指定をいたします。

なお、募集人員は、来月に発表予定の平成30年度都立高等学校第一学年生徒募集人員において定めまして、実施要綱に定める内容のほか、追検査の実施に必要な事項は別途定めてまいります。

次ページ、（2）全日制応募資格における保護者に関する要件の一部変更についてでございます。お手元の冊子でございますが、2ページ、そして9ページに詳細を記載してございます。これは、6月に都立中等教育学校の入学者決定に関します実施要綱等を報告しました、他県等から都内に転入する場合の保護者要件の一部変更と同様の内容でございます。これまでのいわゆる一家転住の要件を、特別な事情がある場合に限り、父母のどちらか一方と都内に同居する状況であっても応募資格を認めることとしたものでございます。

（3）本人得点の開示及び学力検査における答案の開示請求の受付期間についてでございます。お手元の冊子では26ページ、27ページに詳細を記載してございます。これは、入学者選抜の採点の誤りの防止等の観点から実施している制度でございますけれども、平成29年度入学者選抜における合格発表後の開示請求では、合格者からの請求が8割を超える状況でございました。不合格者への開示を優先的に行うため、受付開始日を不合格者は合格発表日、合格者は入学後の平成30年5月1日といたしました。

(4) 全日制第一次募集における学力検査問題の自校作成についてでございます。お手元の冊子では204ページに詳細を記載しております。学力検査問題をグループで作成してきた学校のうち、日比谷高校など10校につきまして、学校の特色や求める生徒を選抜できる検査問題としていきますことから、自校作成とするものでございます。

なお、本件に関しましては、昨年7月に公表いたしました入学者選抜検討委員会報告書で、今後の方向性として中学生等に対する周知期間を確保するため実施形態の変更は平成30年度入学者選抜から実施するとしていたものでございます。

(5) 引揚生徒対象の入学者選抜でございます。お手元の冊子では68ページに詳細を記載しております。足立東高校につきましては、在籍生徒が第3学年の生徒1名のみとなっており、今年度末で卒業予定でございますことから、平成30年度入学者選抜から実施しないことといたします。

なお、深川、光丘、富士森高校の3校につきましては、引き続き引揚生徒対象の入学者選抜を実施してまいります。

(6) 在京外国人生徒対象の入学者選抜についてでございます。お手元の冊子では70ページに詳細を記載してございます。田柄高校、竹台高校、南葛飾高校、府中西高校、飛鳥高校及び国際高校に加えまして、区部の城南エリアに位置いたします六郷工科高校のオートモビル工学科とデュアルシステム科において新たに実施するもので、専門学科の高校といたしましては初めての設置になります。

なお、募集人員は来月に発表予定の平成30年度都立高等学校第一学年生徒募集人員において定めます。

最後に、「3 今後の日程」でございます。本日の定例会後に本件のプレス発表を予定しております。また、中学校や高校などを対象といたしました実施要綱説明会において、これは9月25日などございますが、実施してまいります。さらに、平成11年度から実施しております都立高等学校等合同説明会を10月29日など3回開催を予定してございます。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御意見・御質問ございましたらお願いい

たします。

【遠藤委員】 ありがとうございます。インフルエンザの特例ということですが、これは今までにはなかった、平成30年度から初めてやることなのか。それから、こういう特例を作らざるを得ないような状況という客観的な事実が今まであって、インフルエンザで受検できなくて大変だったというような声がいろいろなところから寄せられていたのか。あるいは推定としてインフルエンザが原因によって受検できなかったという生徒がどれぐらいいたのだろうか。その三つについて、何か材料があれば教えてください。

【都立学校教育部長】 まず、これまでの対応でございますが、一つ、インフルエンザ等感染症についてはそもそも学校には出てきてはいけないということで、受検はできないことになっております。一方で、特別な配慮として、体調不良等で大きな検査会場では受検できない方は別室受検ということで一定の対応はさせていただいております。その一つ参考になる係数といたしましては、昨年度、別室受検を認めましたのが16名でございます。また、平成28年度、1年前は12名、さらに1年前の平成27年度は9名というのが状況でございます。

もう一つ、声という客観的な要請でございますけれども、昨年10月だったと思っておりますが、文部科学省から配慮を求める旨の通知、それから各都道府県における対応状況の調査等もございましたことから、私どもも検討を行いまして、今回特別な配慮とはまた別に、インフルエンザ等罹患者ということで別途の対応をさせていただくものでございます。

【遠藤委員】 ありがとうございます。

【宮崎委員】 受検の機会を不可抗力で参加できなかった者に複数回チャンスを与えるというのは大変良いことだと思いますが、これはインフルエンザ等の学校感染症に限定してということで、例えばそれ以外の不可抗力、本人はインフルエンザではないけれども、例えば、少し前に修学旅行でSARSが流行しているところに行って足止めになって帰って来られなかったとか、いろいろなケースがあったと思うのですが、どこまで緊急事態と認めるのか、教えていただけますか。

【都立学校教育部長】 具体的に個々に想定しているものではございませんけれど



も、例えば、今お話があったようなケース、あるいは一定の感染症、以前ですと鳥インフルエンザとかいろいろな状況がございました。そういった時には、例えば入学予定者の一定数を留保しまして合格を出すといったことでの対応、端的に申し上げますと、そのケースに応じて、状況に応じて柔軟に対応ができるような体制にはなってございます。

【宮崎委員】 ありがとうございます。もう一つ、大変ありがたいことだと思うのですが、受け入れる高校側の体制としては、このようなことで充実させていっているのですけれども、十分に対応できる体制になっているのでしょうか。

【都立学校教育部長】 最終的に、子供たちの教育環境が阻害されないような形での対応、これは都立のみならず私立においてもそういう対応をするようになっております。

【宮崎委員】 ありがとうございます。

【秋山委員】 出願の際に、入学願書のほかに医療機関の証明書が必要になると思うのですけれども、この医療機関の証明書の内容といたしますか、提出する受診した日に限るとか、いろいろな説明書きが必要ではないかなと思います。そうしなければ、医療機関は証明書を書くのに非常に困難なことがあると思います。

【都立学校教育部長】 ありがとうございます。詳細につきましては別途要項等を定めて対応させていただく予定でございます。

【都立学校教育部入学選抜担当課長】 恐らく、当日にインフルエンザかもしれないという志願者がいた場合の対応になろうかと思っておりますけれども、その際には、速やかに中学校に連絡をして、その場で医療機関へ行くような体制を、この後出します実施要項の中に入れていくことになろうかと思っております。

【秋山委員】 そういう要項は、是非医療機関にも教えていただけると助かると思っています。

【都立学校教育部長】 ありがとうございます。

【山口委員】 皆様が言われたので問題はないと思うのですけれども、今年度初めて行うということは、想定外のことが恐らく出てくると思うのです。入念に準備をされていると思いますし、今言われたようなこともされると思うのですが、ただ、想定

外のことが出ると予測をしながら対応されるのがよろしいかなと思います。柔軟な対応が初年度は必要で、恐らく来年度以降はうまくいくと思うのですけれども、その辺りを是非、高校あるいは中学校、そして医療機関と連携をとっていただければと思います。

【都立学校教育部長】       ありがとうございます。

【教育長】       ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、ほかにないようでしたら、本件について報告として承りました。

## (2) 平成29年度公私連絡協議会の合意事項について

【教育長】       次に、報告事項(2)平成29年度公私連絡協議会の合意事項について、都立学校教育部長、説明をお願いします。

【都立学校教育部長】       平成29年度公私連絡協議会の合意事項について報告をいたします。

去る9月7日木曜日に開催いたしました平成29年度公私連絡協議会におきまして、東京都と一般財団法人東京私立中学高等学校協会との間で、都内公立中学校の今年度末の卒業生につきまして、都立高校と私立高校の受入れに関わります平成30年度の就学計画に関して、資料の記書きのように合意をいたしました。

「1 受入枠について」でございます。第四次中期計画で定めましてとおり、進学率を96.0パーセント、都立高校及び私立高校の案分比を59.6対40.4として、下の表のとおり平成30年度就学計画は都立高校4万1,800人、私立高校2万8,500人の受入れを分担いたします。

3ページの別紙を御覧ください。表の左側、都内公立中学校の卒業予定者Aの平成30年度の欄でございます。都内の公立中高一貫教育校の3年生を除いた公立中学校の卒業予定者数は7万7,252人ございまして、昨年度より899人の減でございます。これに計画進学率96パーセントを乗じまして、進学者をC欄のとおり7万4,200人と計画いたしました。この7万4,200人からD欄の国立・他県高校・高等専門学校への進学者3,900人を除きまして、E欄の都内公私立高校受入分7万300人といたしました。

内訳でございますけれども、F欄の都内私立高校受入分は、案分比40.4パーセントの2万8,500人、G欄の都立高校受入分は案分比59.6パーセントの4万1,800人でございます。

1ページ目にお戻りください。1の(2)を御覧ください。この受入れ分担を確実に履行いたしますために、1の(2)アからオまでに掲げてございます事項を申し合わせました。内容は、昨年度と同じ合意内容でございます。

裏面の2ページを御覧ください。入学者選抜に关します日程や方法などにつきまして、2の(1)から(6)までのように合意をいたしました。こちらも昨年度と同じ合意内容でございます。今後、この就学計画の都立高校受入れ分の数字に私立中学校から都立高校への進学者数を加えるなどの調整を行いまして、都立高校全体の募集人員を確定し、各学校の募集人員を定める予定でございます。その結果につきましては、10月の定例会に議案として提出を予定しております。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御意見・御質問ございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。それでは、本件につきまして報告として承りました。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

10月12日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いいたします。

【教育政策課長】 9月の第4木曜日でございます28日は、現在案件がございません。つきましては、次回教育委員会定例会は、10月12日木曜日の午前10時から、ここ教育委員会室にて開催を予定しております。

以上でございます。

【教育長】 ただいま説明のありましたとおり、9月28日は案件がないとのことで

すので、この場で9月28日の教育委員会は開催しないこととしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、9月28日の教育委員会は開催しないことといたします。次回は10月第2木曜日の10月12日となりますので、お間違えのないようにお願いします。

## 日程以外の発言

【教育長】 日程そのほかに何かございませんか。よろしゅうございますか。  
それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前10時24分)